平成２３年（フ）第１７１８４号
東京都西東京市田無町７丁目６―13―201
債務者　千葉キイ子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１８５号
神奈川県川崎市麻生区高石４丁目17―８　シティハイツⅡ201
債務者　福士　達哉
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０４号
東京都立川市柏町１丁目36番地の52エスポワール立川Ａ棟106号
債務者　田中　　尊
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５３１号
東京都調布市仙川町２―２―１ベルデスリーエイト213号、住民票上の住所東京都調布市仙川町１丁目34番地10ティーズフラット107
債務者　井本　崇明
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５５３号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―９―204
債務者　増子　千秋
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７号
栃木県那須塩原市埼玉50番地
債務者　月井　幸男
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８５号
栃木県大田原市新富町２丁目５番31号　メゾン・ド・青風305号
債務者　小針健太郎
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１５２８号
東京都昭島市拝島町２丁目９番21号栗原荘203号
債務者　齋藤　　博
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７１５２号
東京都葛飾区奥戸７丁目14―10―1002
債務者　豊巻サチ子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１７７号
神奈川県川崎市川崎区京町２丁目19―１―203
債務者　高橋　豊美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７８号
沖縄県沖縄市室川１丁目１番16号　宜保アパート３Ｆ
債務者　名護　　明
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２７９号
沖縄県沖縄市室川１丁目１番16号　宜保アパート３Ｆ
債務者　名護ミエ子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２８０号
沖縄県うるま市字仲嶺530番地17　仲嶺ハイツＡ―17
債務者　津波古貴子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５７７号
東京都八王子市並木町３番３号グランドメゾン八王子301号
債務者　秋元　智美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７１０７号
埼玉県草加市神明２丁目３―１―303
債務者　島村　弘治
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部